

## 難病に関する多職種研修会実施要領

### 1 目的

支援が必要な難病患者（難病を主な要因とする身体の機能障がいや長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療、福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者。）に適切な支援が受けられるよう、在宅療養支援にかかる地域の関係機関と「顔のみえる関係」を構築し、療養支援のネットワークの充実を図ることを目的とする。

### 2 実施機関

実施機関は保健所とする。

### 3 実施方法

#### （1）従事者

医師、保健師、事務職員

#### （2）開催方法

基本保健医療圏を基盤に各1回/年開催し、講演会やグループディスカッションを取り入れ、参加者が交流できる手法で実施する。

#### （3）研修対象者

難病患者の在宅療養支援に携わる保健、医療、福祉関係者等

附則 この要領は令和8年4月1日から施行する。